

別表第1（第3条第1項）

補助対象事業（自主防災組織）

種類	内容	
普及・啓発	自主防災組織の規約、編成表、普及・啓発等のポスター、パンフレット等の作成に関するもの、模擬消火訓練装置、組立式水槽、煙霧機、火災実験装置、訓練用消火器、その他自主防災組織が行う普及・啓発活動に必要と認められるもの	
防災資機材等の設置等	情報収集伝達用具	携帯用ラジオ（FM付）、トランシーバー、戸別受信機、テレビ（町内会館等（避難所として使用する場合に限る）に設置するものに限る。）
	初期消火用具	街頭設置用消火器、街頭設置用消火器格納箱、街頭設置用消火器薬剤交換、街頭設置用バケツ、可搬式動力ポンプ、防火水槽、ホース、格納器具一式、防火衣、鳶口
	救出用具	テコ棒（鉄製）、一輪車、ロープ、はさみ（鉄製）、バール（鉄製）、ゴムボート、折りたたみはしご（金属性）、ジャッキ、のこぎり、掛矢、おの、スコップ、ツルハシ、大ハンマー、ペンチ、エンジンカッター、チェーンブロック、チェーンソー、防煙マスク
	救護用具	担架、救急セット、テント、毛布、自動体外式除細動器（AED）
	避難誘導用具	拡声器、強力ライト、リヤカー、車椅子、警報器具、携帯用投光機、標識板、標旗
	給食給水用具	給食用かま・なべ、給食用具、ポリタンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置一式、移動式コンロ、受水槽等の災害時給水栓
その他の防災資機材等		ヘルメット、防水シート、土のう袋、腕章、防災服、防災倉庫、救命胴衣、簡易トイレ一式、軍手、発電機、止水板
井戸の保全		井戸替え、水質検査、消毒殺菌剤
食糧等		5年以上保存可能な非常用食糧、非常用飲料水
上記以外のもの		防災資機材等のうち市長が必要と認めるもの

(注) 防災資機材等の配送料、廃棄料は補助対象事業には含まれません。

別表第2（第3条第2項）

補助対象事業（連合組織）

種類	内容
普及・啓発	避難所運営マニュアル作成・更新等に関する文具類、紙、印刷（最低数量設定）等の事務費
防災資機材等の設置等	別表第1と同じ